

天理市告示第74号

天理市自転車等駐車場内における駐車料の徴収事務の委託について  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の  
徴収事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

天理市長 並 河 健

記

受託者 奈良県橿原市八木町1丁目8番15号

東洋テック株式会社 TEAM TENRI

共同事業体

阪神管理サービス株式会社

代表取締役社長 清水 克益

委託事務の範囲 天理市自転車等駐車場における駐車料の徴収事務